



愛知労働局発表
平成24年3月30日

担 当	愛知労働局 職業安定部 職業対策課		
	職業対策課長	貝沼	修
	課長補佐（高齢・障害担当）	小島	康彦
	地方障害者雇用担当官	坪井	孝一
	電話：052（219）5507		

**障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく、
市町村等及び教育委員会に対する適正実施勧告の発出について**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.0%（注1））以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる（法第39条第2項）。

これを踏まえ、下記の機関については、平成23年1月を始期とする1年間（都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては平成21年1月を始期とする3年間）にわたる障害者採用計画を作成したにもかかわらず、計画終期に当たる平成23年12月31日現在、当該採用計画を適正に実施していないと認められることから、愛知労働局長（注2）は、これらの機関に対して、新たに作成した平成24年1月から1年間（都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては平成24年1月を始期とする2年間）にわたる障害者採用計画について、法第39条第2項の規定に基づき、当該採用計画を適正に実施し、障害者の採用を行うよう勧告を行った。

なお、下記の機関のうち、名古屋市教育委員会については、不足数(法定雇用率未達成のために雇用しなければならない障害者数)が多いこと等を踏まえ、愛知労働局において愛知労働局長が直接勧告書を手渡し、適正な実施を強く要請した。美浜町においては、愛知労働局長名による勧告書を労働局幹部より手渡し、適正な実施を強く要請した。

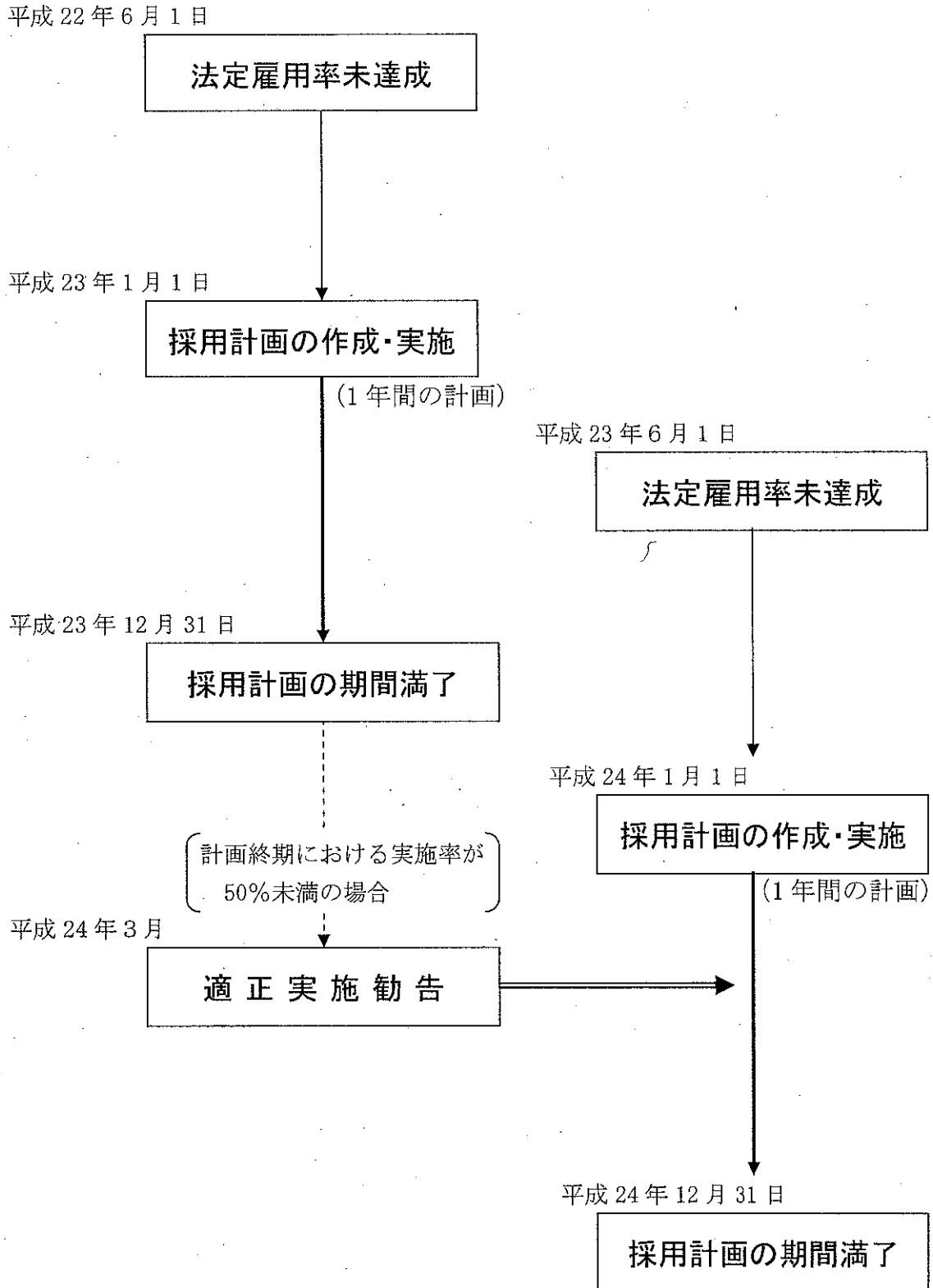
記

- ◎ 愛知労働局長による適正実施勧告対象の機関
 - 美浜町（法定雇用率2.1%）
 - 名古屋市教育委員会（法定雇用率2.0%）

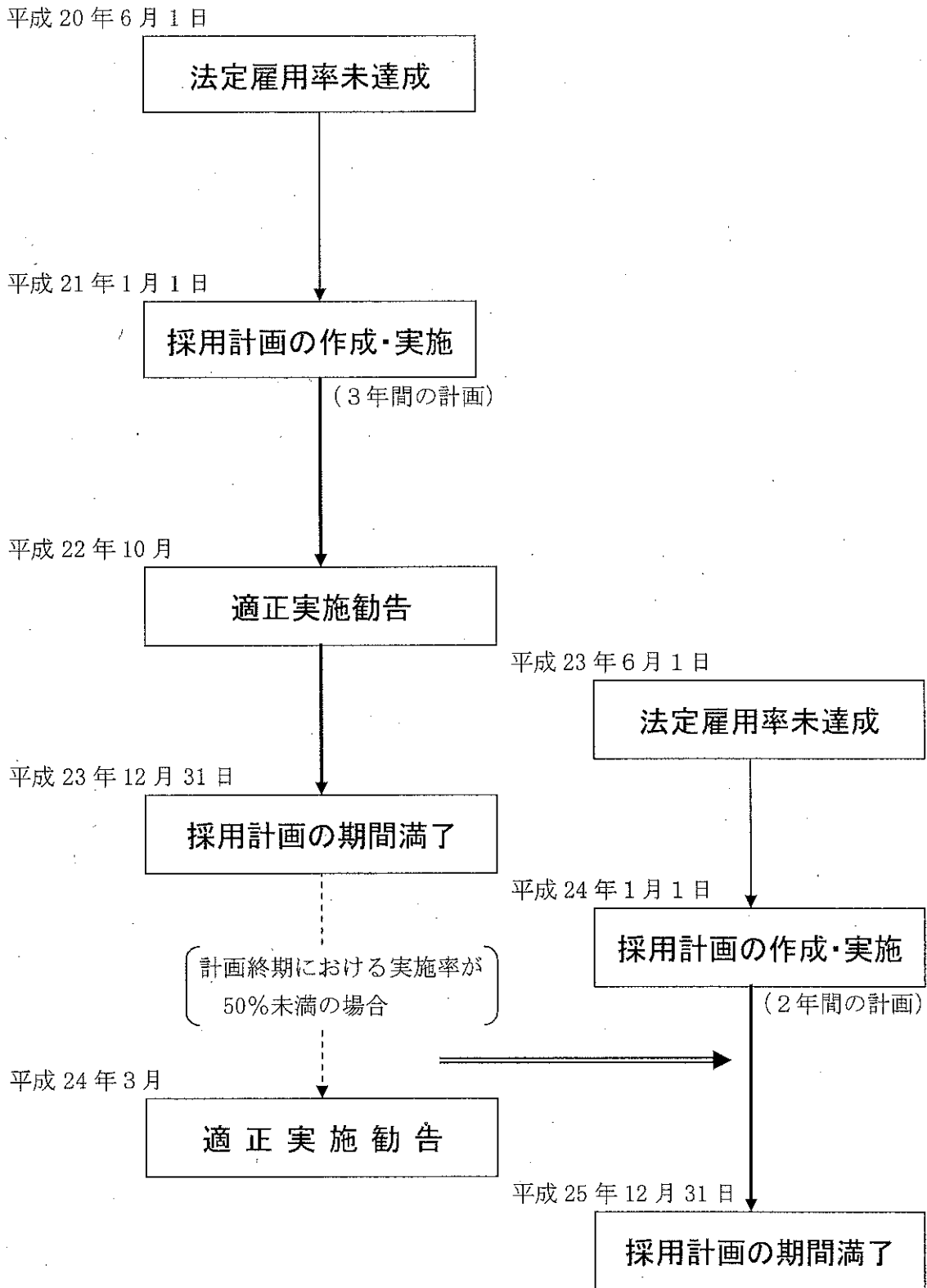
（注1）：愛知県内では、愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会が該当する。

（注2）：市町村等の任命権者に対する勧告については、都道府県労働局長に権限委任されている。
（法施行規則第46条第1項）

官公庁に対する雇用率達成指導の流れ図



法定雇用率2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



美浜町

1 H23. 12. 31 現在 採用計画実施状況通報書の結果

23. 12. 31 現在 (採用計画終期) の雇用状況				採用計画の実施状況				実施率
算定基礎 職員数	障害者 数	雇用率	不足数	計画期間 (23. 1. 1 ～23. 12. 31) にお ける採用予定数		計画の始期から 23. 12. 31 現在ま での採用状況		
				① 職員数	②うち 障害者数	③ 職員数	④うち 障害者数	
210	3.0	1.43	1.0	6	2	6	0.5	25.0

$$\text{注) 実施率} = \frac{\text{④} / \text{③}}{\text{②} / \text{①}}$$

○障害者雇用率 2.1%の機関に対する適正実施勧告の発出基準

障害者採用計画終期において、次の基準のいずれかに該当する機関に対しては、当該終期の翌年 3 月までに、当該終期の翌日を始期とする障害者採用計画について発出する。

- ① 終期現在における障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 終期現在における障害者採用計画の実雇用率が、各前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていない機関。

2 平成 21 年以降の雇用状況の動き (6. 1 現在)

	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数
平成 21 年	229	195	2	1.03	2
平成 22 年	223	190	2	1.05	1
平成 23 年	248	211	3	1.42	1

※平成 22 年 7 月に制度改正 (短時間勤務職員の算入、除外率の引き下げ等)

3 現採用計画 (H24. 1. 1～H24. 12. 31)

計画終期における 障害者雇用状況	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数
		245	209	4.5	2.15

※1 年計画

名古屋市教育委員会

1 H23.12.31 現在 採用計画実施状況通報書の結果

23.12.31 現在 (採用計画終期) の雇用状況				採用計画の実施状況				
算定基礎 職員数	障害者 数	雇用率	不足数	計画期間 (21.1.1 ～23.12.31) にお ける採用予定数		計画の始期から 23.12.31 現在ま での採用状況		実施率
				① 職員数	②うち 障害者数	③ 職員数	④うち 障害者数	
10,575.5	156.5	1.48	54.5	1,550	50	1,568	3	5.9

注) 実施率 = $\frac{④}{③}$
 $\frac{②}{①}$

○障害者雇用率 2.0%の教育委員会に対する適正実施勧告の発出基準

障害者採用計画終期において、次の基準のいずれかに該当する機関に対しては、当該終期の翌年3月までに、当該終期の翌日を始期とする障害者採用計画について発出する。

- ① 終期現在における障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 終期現在における障害者採用計画の実雇用率が、前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていない機関。

2 平成21年以降の雇用状況の動き (6.1 現在)

	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数
平成21年	13,036	8,474	124	1.46	45
平成22年	13,009	8,456	130	1.54	39
平成23年	14,100.5	10,575.5	156.5	1.48	54.5

※平成22年7月に制度改正 (短時間勤務職員の算入、除外率の引き下げ等)

3 現採用計画 (H24.1.1～H25.12.31)

計画終期における 障害者雇用状況	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数
	13,932.5	10,449.5	208.5	2.00	0

※2年計画

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(採用状況の通報等)

第三十九条 （略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)(抄)

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。